

第2回 高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会

日時 平成28年5月10日（火）午後6時
場所 高根沢町役場第3庁舎第1・第2会議室

【次第】

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議事項

（1）宝積寺中坂上土地区画整理事業に伴う町名町界の整理について

①「第1回高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会（2/18）」の審議結果

資料1 ・・・ P 1

②「宝積寺中坂上土地区画整理事業の換地処分に伴う町名・町界の整理に関する説明会（3/19）」における意見等

資料2 ・・・ P 5

（2）検討結果及び答申について

4 その他

5 閉会

高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会委員名簿

平成28年4月1日

No.	氏名	役職等	備考
1	小堀 孝之	宝積寺中坂上土地区画整理組合理事長	組合代表
2	斎藤 實	宝積寺中坂上土地区画整理組合副理事長	組合代表
3	阿久津 哲男	宝積寺中坂上土地区画整理組合副理事長	組合代表
4	富田 勝	第56区 行政区長（宝積寺南区）	関係行政区長
5	牧 恒男	第57区 行政区長（光陽台）	関係行政区長・区長会会長
6	関谷 栄一	地区内転入者代表	地区内転入者代表(コモンシティ宝積寺)
7	川面 充子	町議会議員	議会推薦
8	梅村 達美	町議会議員	議会推薦
9	鈴木 良弘	塩野谷農業協同組合 阿久津支店長	組合事務局
10	上野 弘巳	(株)栃木都市計画センター 取締役	組合事務局
11	鈴木 晴久	都市整備課長	町担当課長

高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会の設置、組織及び運営に關し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、本町の住居表示及び町名町界の整理に関する事項を調査審議するため、高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、次に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 各関係機関の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 町職員
- (5) 関係行政区の区長
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めたときは、参考人の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(略)

資料 1

第1回高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会（2/18）」の審議結果

◆検討にあたって考慮すべき事項

- (1) 町区域の設定に関しては、町として機能するための規模や世帯数。
- (2) 本事業区域内外の自治会（コミュニティ）の関係や状況。
- (3) 町の区域や名称は、地域の歴史や文化に根ざしたものであること、事業を契機として新たに居住する方々のまちとなること。
- (4) 本事業区域の西側・南側においては、町区域が複雑に入り組んだ変則的な状況となっているため、整理する必要性が高いこと。

◆検討の基本方針

- (1) 区画整理区域外の部分（西小北側部分）についても併せて整理する。
- (2) 現状、民有地と民有地の境界が町区域界となっているものを、新たに道路等（恒久的施設）を界に街区ごとのまとまりとして合理的な形状に整理する。
- (3) 町名を検討する。

◆整理案

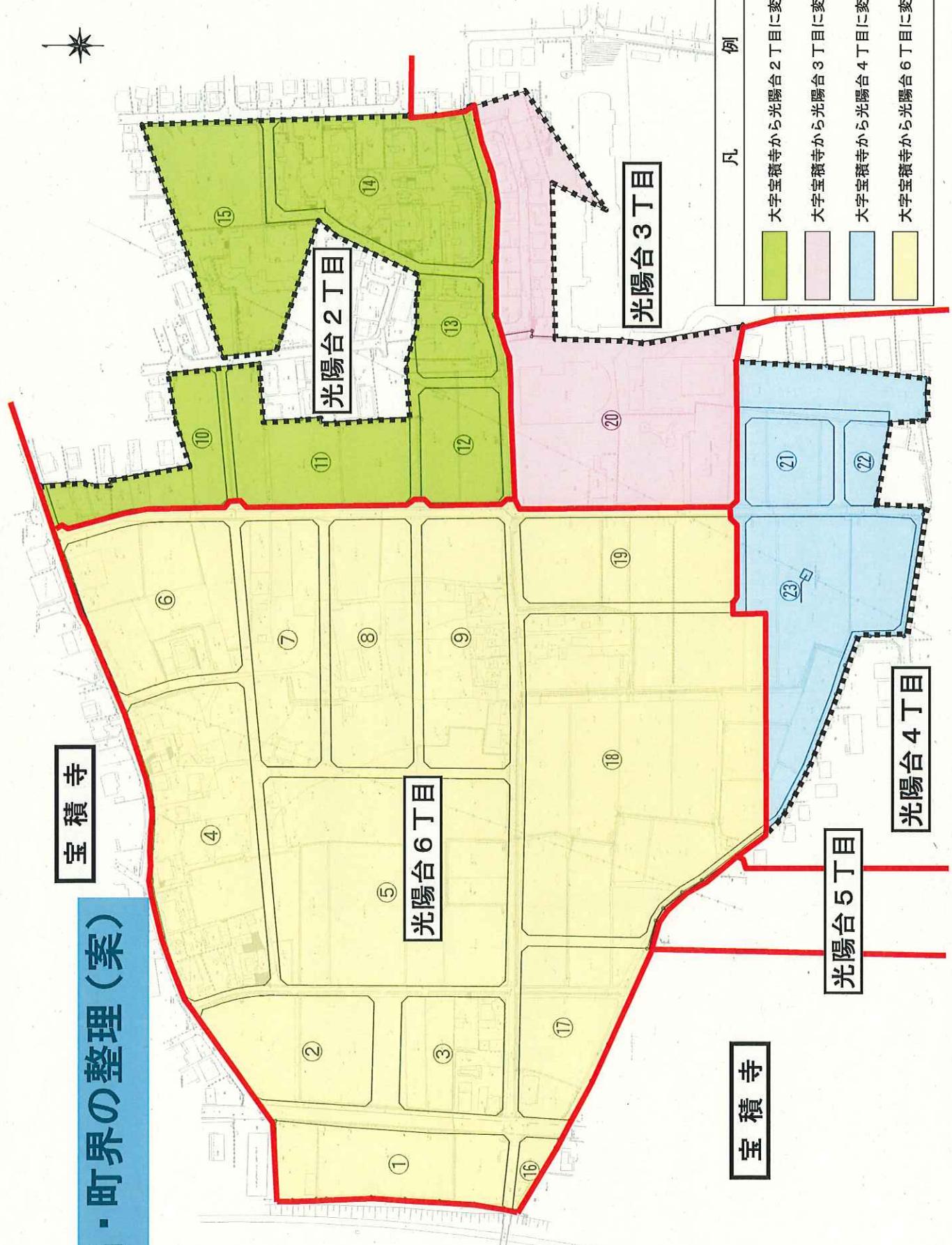
町区域としての規模や、隣接町名との関係性を考慮すると、光陽台2丁目・3丁目・4丁目との町区域界を整理するとともに、町名を光陽台とすることが最も合理的で妥当と考えられます。

◆町名町界変更の検討表（案）

		検討事項			
案No.	町名(案)	(1) ・町として機能するための規模や世帯数。	(2) ・本事業区域内外の自治会(コミュニティ)の関係や状況。	(3) ・町の区域や名称は、地域の歴史や文化に根ざしたものであること。 ・事業を契機として新たに居住する方々のまちとなること。	(4) ・区域の西側(南側)の入り組んだ町区域を整理する必要性が高い。
1	宝積寺	△ ・宝積寺の町区域の規模はほぼ変わらない。 ・宝積寺の町区域が広範囲でわかりにくいままだる。 ・地番が3,000番台から付番された場合、新たな街区がわかりにくい。	△ ・転入世帯が南区自治会へ加入できるか。 ・単独自治会となる場合、規模が小さい状態がしばらく続くことが課題。また、区域内の既存世帯9戸が光陽台自治会に加入しているので当該世帯は飛地となる場合がある。	○ ・同じみのある町名が継承される。	○ (整理する場合) 西側南側を光陽台に編入しても、編入世帯は光陽台自治会のまま変わらないので、自治会活動への影響は少ない。
2	光陽台(6丁目)		○ ・町区域の規模としては適正。	○ ・転入世帯が光陽台自治会へ加入できるか。 ・単独自治会となる場合、規模が小さい状態がしばらく続くことが課題。また、区域内の既存世帯9戸が光陽台自治会に加入しているので当該世帯は飛地となる場合がある。また、光陽台の中で6丁目だけが単独自治会となつた場合、これまで光陽台でひとつにまとまってきた自治会活動との齟齬が生じる。	△ (整理しない場合) 入り組んだ町区域が未整理のままとなる。
3	新町名	×	○ ・町区域の規模としては小さい。 □□□●丁目●番地●	△ ・単独自治会となる場合、規模が小さい状態がしばらく続くことが課題。また、区域内の既存世帯9戸が光陽台自治会に加入しているので当該世帯は飛地となる場合がある。	○ ・新たな町名となりわかりやすくなる。 ・地域の歴史や文化に配慮した命名が必要。

町名・町界の整理(案)

宝積寺



資料 2

「宝積寺中坂上土地区画整理事業の換地処分に伴う町名・町界の整理に関する説明会」における意見等

◆説明会における質問及び意見等の概要

- ・「自治会に関する質問」
　　どの自治会にどのように加入することになるか。
- ・「住所変更手続きに関する質問」
　　住所変更に係る住民票交付は有料になるか。
- ・「審議会や手続きに関する質問・要望」
　　審議会の組織や審議内容、町名決定に係る手続きについて詳しく示してほしい。
- ・「宝積寺という地名に関する要望」
　　自治会は光陽台で構わないが、住所は宝積寺であってほしい。「長年住んでいる地名が変わってしまう」という思いがあることを伝えてほしい。

宝積寺中坂上土地区画整理事業の換地処分に伴う町名・町界の整理に関する
説明会議事録（要点筆記）

1. 日 時 平成28年3月19日（土）午前10時00分～午後11時15分

2. 場 所 宝積寺タウンセンター大会議室

3. 参加者 【対象地区の方々】 34名

【高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会】

小堀会長、齋藤委員、牧委員、川面委員、梅村委員、鈴木委員、
上野委員

【事務局】

総務課加藤課長、熊田課長補佐、小林係長、齋藤係長、野澤係長、
本多主事

4. 内 容

(1) 開会

(2) あいさつ（小堀会長）

宝積寺中坂上土地区画整理事業も、いよいよ換地処分をむかえる予定となり、これに併せ、町名・町界の整理案について当審議会において審議・検討を行っています。本日は、この整理案について説明をさせていただきます。

(3) 委員及び事務局職員紹介

(4) 趣旨説明（加藤課長）

現在審議されている町名町界の整理について、その経過・考え方について事務局総務課からご説明し、その説明の後に皆様からご質問・ご意見を頂戴して、今後の審議を進めていくことになります。

(5) 説明事項

説明資料に基づき、事務局から「町名・町界の整理（案）について」を説明した。

(6) 質疑応答（○：質問・意見、●：回答）

○ 光陽台自治会は、丁目によって大きく2つに分けられていると思う。光陽台6丁目という案が出ているが、光陽台自治会に対して町から話をしてもらえるのか、自分達でどちらに入りたい等を言うものなのか。

●（事務局小林）

自治会の運営は、自治会の中の話し合いや総意で決めていくことになりますので、町は自治会に対して、こうしてくださいと言える立場にありません。本日は光陽台の行政区長にもおいでいただいているので、光陽台自治会からも回答をお願いします。

（光陽台行政区長）

光陽台という方向で決まった場合には、光陽台自治会に加入していただきたいと思っている。その際には、説明会を開催して、どのような形で加入していくかについては皆さんから意見をいただきながら決めていきたい。

○ 住所変更の手続きの中で、町が職権で変更できない免許証等の変更については、住民票等の「住所が変わったことを証明する書類」を提示することになると思うが、その場合も

通常の手数料を払って住民票をとることになるのか。

● (事務局小林)

他市町の区画整理に伴う住所変更手続きでは、町からの住所変更のお知らせと併せ、住所変更の証明書を無料発行するなどして変更手続きをお願いするという方法を取るところが多いようですので、町としても、皆様になるべく迷惑をかけない方法を検討し、準備を進めてまいります。

○ 今回の説明では「案」となっているが、もうこれは決定事項ということか。

● (事務局小林)

現段階では「案」ということになります。現在、町から諮問を受けて審議会で審議していますが、審議会から町に意見を答申してもそれで決定されるものではなく、議会において議決いただくのが最終的な決定手続きになります。

○ では、議会に一任することになるのか。

● (事務局熊田)

今回の説明会で住民の皆様の意見をお伺いしますので、その意見を集約し最大限尊重して、審議会での審議を進め、町としての案が決定されます。その上で、議会に上程しますので、審議会での審議や説明会におけるご意見等を反映させて議会に説明していくことになります。

○ 宝積寺に三十数年住んでいるので、光陽台よりも宝積寺がよいと思う。そのような意見があることも伝えてほしい。

● (事務局小林)

審議会では、宝積寺という町名が歴史ある由緒ある名前であることや、光陽台という町名が素晴らしいまちとなるよう願いを込めて命名された経緯など、町名に関する資料を委員の皆様に見ていただいた上で、先ほどの説明資料にあった4つの「考慮すべき事項」などを総合的に検討していただき、光陽台6丁目という案が決定されました。今回いただいた、宝積寺の方がよいという意見も、審議会にお示しして今後の審議を進めてまいります。

○ 住んでいる人に対して、光陽台がいいのか宝積寺がいいのかアンケートをしたらどうか。

● (事務局小林)

皆様からアンケートをとるという手法も当初検討してみましたが、対象地区が狭く、対象地区内に従前からお住まいの方が限られていて人数が少ないとから、アンケートは行わず説明会等でご意見をうかがっていくこととして整理したものです。

○ 審議会がどういった組織で、どういった人で構成されているのか教えてほしい。元々住んでいた人が入っていない中で審議されているのか。

● (事務局小林)

高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会は、今回のように町名町界などについて審議が必要となった場合にその審議をするために設置される組織で、条例を根拠に設置されます。その委員の構成については、今回の土地区画整理事業を施行する組合の方、組合関係者の方、関係住民の方々として光陽台の行政区長、南区の行政区長のほか、新たに転入される方のご意見を伺うため、一番大きく分譲区画を予定している積水ハウスにご協力をいただき転入者代表の方に、また現況をお聞きするためオブザーバーとして積水ハウスの方

にもご出席いただきました。これらの構成メンバーはなるべく広くご意見をいただけるようにと選出されたものです。今回のこの審議会は、町としてはじめて設置され、審議が行われている状況です。

- 地名へ思い入れは元々住んでいる人が一番強いと思うが、広く意見を集めたいということであれば、そういった元々住んでいる方を審議会に入れるという考えはないか。

- (事務局小林)

今回の地区については、従前から住んでいる方は、ほとんどが光陽台自治会に入っているという状況がありましたので、光陽台の行政区長に参加いただいて意見を調整していくこととしたものです。

- 光陽台に入っているのは7軒だけなので、「ほとんど」という話は違うのではないか。

- (事務局小林)

正確な数字は今すぐに確認できませんが、これは光陽台自治会に問い合わせて把握した数字ですので、違っているのかについては後で確認いたします。

- (事務局熊田)

先ほどの説明の南区と申しますのは宝積寺の中の南区であり、地域の声を聞くため、関係する南区の行政区長、光陽台の行政区長、新たに転入される方の代表の三者のほか、議会代表の議員、組合関係者の方などで委員を構成しています。

また、宝積寺という町名が歴史ある大切な町名であるという認識の上で、審議をしているのですが、今現在住んでいる人の意見をもっと聴いた方がよいということであれば、今後の審議会においてその点についても検討してまいります。

- 自治会は光陽台自治会に加入することで構わないが、住所は宝積寺であってほしい。

- (事務局熊田)

元々住んでいらっしゃる方に様々な思いがあることは理解しておりますので、いただいたご意見については、今後の審議会の審議に反映させてまいります。

- 今この場で、どの町名がよいのか手を挙げてもらってよいのではないか。

- しかし、多数決で決めるとして、今回、住民が全員来ていない中で決めてしまってよいのか。

- (事務局熊田)

多数決で決めるということはありません。ここでは意見を伺いたいという意味です。

- 今ここで手を挙げることによって、その意見はどのように反映されるのか。その結果をどう活かすのか、結果をどのように反映していくかを明確にしてほしい。

- (事務局熊田)

この場で出された意見によって、直ちに何かが決まってしまうというものではなく、意見を参考にさせていただくことになります。この説明会で、審議会の案に対してどのような意見があったかを踏まえて、今後、審議会において審議を重ねていくことになります。

- 意見があったことだけでよいならば、多数決をとる必要はないのではないか。

- (事務局加藤)

この場の意見を審議会に持ち帰るにあたり、光陽台6丁目という案に対する皆様の賛否

が今一つ明確になってこないのであれば、仮に、この場で説明を聞いたうえでの、この場にいらっしゃる方々のみの意見の状況は知り得てもいいのではないかという考え方もあるかと思いますし、または単に光陽台6丁目という案に対する意見をいただくことでも構いませんが、いかがでしょうか。

○ この会場では、周りを見ると比較的若い世代の方々が多いので、元々住んでいる人の「地名を大事にしたい」という意見が余り反映されないことになってしまわないよう、説明会の参加者の状況等も踏まえて、結果を活かしていってほしい。

○ 私が住んでいるところは、この案では光陽台6丁目ではなく、光陽台2丁目に変わるとされている。51年間住んでいる宝積寺という地名が変わってしまう。このような思いがあることをきちんと伝えてほしい。

● (事務局熊田)

審議会の審議の中で十分お伝えしてまいります。

○ 審議会で議論されているということだが、この資料では、どんな審議がなされてきたのか分からぬ。審議会の議事録や、どうしてこれが合理的となるのかが分かるような詳しい資料を提示して、審議内容をもっと分かりやすく説明すべきと思う。

○ 私も同じ意見で、これまでの審議経過をもっとオープンにした方が皆さん納得すると思う。こういった説明会以外にも私達が審議内容を知るすべがあって、もっと審議内容をオープンにしていくべきだと思う。

● (事務局小林)

審議会につきましては、今回はじめて設置し、審議会の会議を行い、その中で審議を行いました。2月に第1回の審議会の会議を行い、現在の状況やこれまでの経緯のほか、資料にもあります4つの「考慮すべき事項」についての資料をもとに審議を行いました。

ご意見をいただいたとおり、この審議の経過について、また今回の説明会の結果についてもオープンにしていく必要があると思いますので、今後、事務局で資料をまとめ、町ホームページ等に掲載したいと思います。

○ 光陽台になった場合は、光陽台の自治会に入るのかと思うが、宝積寺となった場合や新町名となった場合はどちらの自治会に入るのか。育成会の関係もあるので確認したい。

● (事務局小林)

自治会は自主的な任意団体のため、どの自治会に入るかについては、加入する方と受け入れる自治会でご相談いただくことになりますので、「町名によって自治会がこうなる」ということは、現段階では言えません。また現状、自治会の区域の界は飛地などがあり、明確にここで自治会が分かれるというような境界はありません。

○ 光陽台になった場合は、光陽台の自治会に入る可能性が高いが、それ以外の場合は決まっていないということでおろしいか。

● (事務局熊田)

そのような状況です。審議会での審議の前段として、各行政区自治会とも話をしており、南区自治会も光陽台自治会も加入世帯が非常に多く、今後の更なる受入れが難しいという状況や、地区内に単独で自治会を立ち上げた場合も、当初は人数が少なく運営が難しいことなど、自治会についても様々検討した上で審議を行い、光陽台6丁目という

案に決定したものであり、光陽台となった場合については、光陽台自治会で受け入れ可能であるという状況です。

- 最近引っ越してきたが、これまで自治会に属したことがない。先ほどの光陽台自治会の話が今後どのように影響してくるのかがイメージしづらい中で、賛成も反対もできない。新たに転入される方も多いと思うので、どのような影響があるか、どのような懸案があるかを、もっと分かりやすく示してほしい。

また、宝積寺とした場合に、番地が 3,000 番台となると何が困るのかもよく分からないので、判断材料がもっとあるとよい。

● (事務局小林)

自治会については、南区・光陽台ともに加入世帯が多いために後から加入することが難しいことや、あらたに自治会を立ち上げた場合に少数の世帯で運営することの難しさなど、様々な課題があります。こうすればすべて解決するという解決法はないため、どのようなやり方があるのか、どのようにすれば上手くいくかを検討してまいりました。

「3,000 番台」に関しては、光陽台 6 丁目又は新町名とした場合に「○丁目○番地○」となるため、「3,000 番台」と「○丁目○番地○」を比較した場合に、「○丁目○番地○」の方が分かりやすくなるという意味になります。これは、地番等についても少しでも分かりやすく合理的に整理することを念頭に検討したものです。

これらの検討経緯を含め、資料については、先ほどのご要望にも対応できるよう、詳細なものをお示ししてまいります。

(事務局熊田)

先ほど育成会の話がでしたが、今回の対象地区の学区は西小学校であり、南区は線路を渡って阿久津小学校に通っている地域ですので、仮に南区自治会に加入した場合には、同じ自治会の中で阿久津小学校と西小学校に育成会が分かれてしまうという問題もあります。

また、自治会加入は強制ではないですが、光陽台自治会は、よりよい町を目指して、非常に熱心に自治会活動をしていますので、住みやすい町に向けて一緒に活動できるよう、できるだけ自治会に入っていたければと思っています。

- 住所が決まるまでは自治会に加入できないものなのか。

● (光陽台行政区長)

受入は可能だが、町名がどうなるか分からぬ時点での加入の場合、その後の町名の決定によって加入する自治会が二転三転しては住民の方々がかえって混乱してしまうのではないか。

対象地区内では、光陽台の第 19 班が活動しているので、場合よっては 19 班に加われるか協議することになるのでご相談いただきたい。

(7) 閉会